

戦後復興から現代

3、常円寺の墓地移転問題

れていることもすでに触れたが、以降、墓地移 告」の墓地移転の問題が議事としてとりあげら 総代会において「當山墓地移転二関シ概略ノ報 という問題があったことも知ることができた。 的な問題が大きく立ちはだかったが、それとと 運搬し、そして再築するという、作業での技術 もに、戦災復興の区画整理に伴う境内地の四分 を追った。そこでは主に日野からの民家を解体、 転問題も、常円寺の復興にとって大きな問題の 一つとなっている。 昭和二十二年 (一九四七)七月十七日、定期 前回は常円寺の庫裡の再建に至るまでの過程

災地域の土地区画整理がすすめられていく。 十一年 (一九四六)の十月には「特別都市計画 四万戸の半分が焼失した東京都の復興への動き 法」が公布され、こうした基本方針に沿って戦 画に関する基本方針」が閣議決定し、翌昭和二 区部面積の二十八%が被災し、全戸数百四十 終戦の年の十二月三十日に「戦災地復興計

京都周辺や都内の緑地地域に集めるなど、区画 の委員会では当初、各寺院に存する墓地を、 て「東京都寺院整理委員会」が組織される。こ これをうけて学識経験者や各宗派の代表によっ 整理の対象地域の寺院墓地を全て整理統合する 墓地整備方針」が戦災復興院次長から発せられ、 この区画整理事業と寺院との関わりをみる 昭和二十二年に「復興土地区画整理に伴う

方針がたてられた

署の「要望書」四通の提出によって示された。 築事務所への具申と、柴田一能住職、各総代連 いて、墓地移転問題に就いての報告がなされ、 では、昭和二十四年十月八日の定期総代会にお 分のみを移転させる計画に変更される。 常円寺 幅に修正され、土地整理の施行上障害となる部 (一九四九)、戦災復興計画の見直しによって大 議事録にその文言が記録されている。 反対丿意思表示ヲナスコト」が決定している。 **島総代と共に及川真学上人が、東京都の第三建** ヶ月後の十一月六日の臨時総代会では「一往 この意思は、昭和二十四年十二月十七日、北 ところが、この整理方針は、昭和二十四年

究考案致し、次の如き結論になりました。 ましたので、屢次に亘り檀徒総代会を開き種々研 して全遺骨を集納すること等の案を御内示下さい 今般當山墓地を他地区へ移転又は納骨堂を建立

るは到底不可能であります。 を出でず、従って斯の重大事を半数を以て決定す 分散し今日に至るもその居所の分明せるもの半数 地使用者壱千五百戸を算し、その大部分が先祖の廟 緒寺院として宗の内外に信篤きと共に檀家数二千墓 所発掘には信行上多大の危惧を感じて居ります。 一、當山は慶長年間より當地に位置し、日蓮宗の由 昭和廿年五月當山戦災に失せ檀信徒亦四方に

は賛成することが出来ません。 一、右の事情よりして総代会は當山の墓地移転に

以上の如き結論を得ました故、貴局に於かれまし

ても事情御賢察下さいますよう檀家総代人連署を

以て要望致します。

ない状況であり、したがって、そのような重大 段階でも四散した檀家の半数以上と連絡が取れ いる。また、第二項では、終戦から四年たった な影響を及ぼすことになると危惧の念を伝えて してきたそれぞれの檀家にとって、信行上多大 掘り起こすことは、これまで長きにわたり祀守 納めるよう提案されていたことがうかがえる。 な決断は容易にできないとしている。 これに対し常円寺では、先祖代々の「廟所」を に納骨堂を建立し、墓地に眠る遺骨をその堂に 業に抵触する墓地の移転、もしくは境内に新た まず、冒頭の文から、都から土地区画整理事 昭和二十四年十二月十七日 (以下略)

るが、翌年七月、常円寺から檀信徒にあてられた り、容易には進まない地域も多々あったようであ 申し立て、さらには違法・不当を訴える訴訟があ んでいないことと共に次のように伝えている。 施餓鬼法要の案内状の前文で墓地移転問題が進 の各地域で常円寺と同様に、訴願や行政不服の 当時、都の土地区画整理事業に対しては、都内

地画は変わっても現在地換地を希望し、極力折衝 (前略) 當山としては、墓地移転は反対で、多少



常円寺墓地を二分する道路。 "緊急車両の通 行のため"ともいわれている。

中で具体的決定の折は御通知申し上げます。

種々準備中であります。 (以下略) 地割決定を俟って直に再建に着手すべく、 見下

かわっても、現状の墓地の中で移転作業を進め

この文言から、常円寺の方針として、地画が

ていく希望をもっていること、けれどもその区

いと伝えている。 画整理がまだ決定されていないので着手出来な それから三年後、昭和二十八年 (一九五三)

が東西に一本新設され、さらには南北に道路拡 四月二十日には、「復興工事経過報告書」が配 められた。そして、翌昭和二十九年(一九五四) ることもあるとして、檀信徒の理解と協力が求 内でまかなうため、直接路線に触れない墓碑も、 なるであろうこと、さらにはその換地を全て寺 の予想される線によれば、墓地内に六点の道路 布される。 これによれば、土地区画整理が目下 告され、墓地移転問題は決着をみるのである。 十月八日の役員会において、墓地移転完了が報 その「しわ寄せによって」多少の移動が行われ それにともなって相当数の墓地の移転が必要と 張に伴う墓地の削減があるという。したがって、 逐次実施されつつあること、そして、その区画

(一九五一) 五月二十七日の総代会では「當地 協力して、常円寺が区画整理事業を促進するよ 区割整理促進ノ件」として、地元諸関係機関と ていこうとしている点が注目される。 思われるが、それを地元地域の連携の中で進め ていくとしている。 これは現状の墓地内での移 **う陳情書を出し、むしろ常円寺が都に働きかけ** 転という常円寺の方針を実現するための動きと ところで、これにさかのぼる昭和二十六年

の復興が、立地する地元地域の復興と共にかか あったことを示しているといえよう。 わりあいながら実現されていくことが不可欠で て促進させていくということは、すなわち常円寺 **墨要である。それを地元諸機関との協力によっ** 常円寺の復興にとって境内地・墓地の問題は (つづく)